

(メール施行)
兵共募発第196号
令和元年9月25日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本博子

「京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金」の募集について
(ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり中央共同募金会より通知がありました。

つきましては、当該義援金の募集の周知につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本義援金につきましては、寄付者の金融機関の振込時の利用明細書によって税制上の優遇措置(所得税・法人税)を受けることができます。

寄付の問い合わせがございましたら、京都府または京都府共同募金会の口座をお伝えの上、寄付者が振込みをしていただくようご案内を賜りますようお願い申し上げます。

また、領収書が必要な寄付者につきましては、京都府共同募金会へ直接、ご連絡をいただくようご案内を賜りますようお願い申し上げます。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当: 松本裕一・大隅優樹)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL: 078-242-4624 FAX: 078-242-4625

電子メール: info@akaihane-hyogo.or.jp



社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2

TEL 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755

WEB <http://www.akaihane.or.jp/>

中央共募総発第178号
令和元年9月9日

各都道府県共同募金会
事務局 長 殿

社会福祉法人中央共同募金会
事務局長 阿部 陽一郎 [公印略]

京都府放火事件に係る被害者義援金の募集について（お知らせ）

令和元年7月18日に京都府京都市で発生した放火事件により、多数の方々が生命または身体に危害を受け、放火事件の犠牲者数としては平成以降最悪という甚大な被害が生じています。

また、被害者やご遺族の支援を目的として、全国から既に多くの義援金が寄せられおり、今後も義援金が寄せられることが見込まれることから、京都府の強い要望により、京都府、京都府共同募金会及び日本赤十字社京都府支部では、被害者やご遺族の支援を目的に、別添募集要綱の通り、義援金を募集することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、このたびの義援金については、京都府の口座を中心に受入れますので、問合せがあった場合は、京都府または京都府共募の口座をご案内くださいますようお願いいたします。

担当・お問合せ先：
中央共同募金会 総務部（担当：山内、仲本）
Tel 03-3581-3846 Fax 03-3581-5755
Mail somu@c.akaihane.or.jp

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金募集要綱

社会福祉法人京都府共同募金会

1 趣旨

令和元年7月18日に京都府京都市伏見区で発生した放火事件により、多数の方々が生命または身体に危害を受け、放火事件の犠牲者数としては平成以降最悪という甚大な被害が生じている。事件が発生した京都府においては、未曾有の犯罪行為による被害者やご遺族の支援を目的とする義援金を一元的に受け入れ、被害の程度等に応じた公平かつ適正な配分を行うための義援金配分委員会が設置されたところである。

京都府共同募金会では、京都府が設置した義援金配分委員会が一元的に義援金を受け入れられるよう専用口座を開設し義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金

3 募集期間

令和元年9月9日（月）から令和元年10月31日（木）まで
（状況に応じて、受付期間を変更する場合がある。）

4 義援金の振込窓口について

(1) 金融機関：京都銀行

支店名：府庁前支店

口座番号：4189038

口座名義：京都府7.18放火事件被害者義援金

京都府共同募金会 会長 小石原範和

※京都銀行窓口、京都銀行 ATM、京銀ダイレクトバンキング、
EB（データ転送を除く）を利用して振込した場合、手数料無料

※上記以外の金融機関からの振込は有料

(2) 金融機関：ゆうちょ銀行

口座記号番号：00970-5-323289

口座加入者名：共募京都府7.18放火事件被害者義援金

※ゆうちょ銀行窓口での振込手数料は無料

※ATM及びゆうちょダイレクトを利用の場合、振込手数料は有料

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。

併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

6 受領証の発行

金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振り込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要となる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄附者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄附者、②寄附した日、③寄附金額、④寄附先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

7 義援金の配分

京都府共同募金会に送金された義援金は、京都府が設置した義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、全額、事件の被害者またはご遺族に配分される。

8 現金受付窓口

社会福祉法人京都府共同募金会

受付時間：年末年始祝日を除く月曜日から金曜日（9時～17時15分）

9 その他

義援金のみを取り扱うこととする。

【問い合わせ先】

社会福祉法人京都府共同募金会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375

京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7階

TEL 075-256-9500・FAX 075-256-9505 メール akaihane-kyoto@nifty.com

令和元年9月6日制定